

令和2年第4回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和2年12月1日

本日の会議 令和2年12月3日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

13番 吉岡清彦議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 中嶋敏純君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 日名子達也君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 志田純子君
水道局長 辻田正行君	会計管理者 田中一之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 金崎良一君
総務課長 荒木秀一君	秘書広報課長 中村元則君
契約管財課長 和田弘君	地域安全課長 宮崎伸之君
政策企画課長 荒木隆君	財政課長 木須紀彦君
税務課長 村田佳美君	収納推進課長 藤崎隆行君
土木管理課長 山崎昇君	都市計画課長 山崎禎三君
産業振興課長 川内佳代子君	住民環境課長 中尾盛雄君
福祉課長 山口聡一朗君	こども政策課長 村田ゆかり君
健康保険課長 小川貴弘君	介護保険課長 細田愛二君
水道課長 渡部守史君	下水道課長 山口新吾君
教育総務課長 官司裕子君	生涯学習課長 北野靖之君

会議録署名議員

6番 安部都議員 7番 内村博法議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時16分

令和2年第4回長与町議会定例会  
議事日程（第3号）

令和2年12月3日（木）  
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	—
2	87	町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	※総文
3	88	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	89	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	※産厚
5	90	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	※産厚
6	91	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※産厚
7	92	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	※産厚
8	93	長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の変更について	—
9	94	町道路線の廃止について	※産厚
10	95	町道路線の認定について	※産厚
11	96	長与町基本構想の策定について	※長与町基本構想に関する調査特別委員会
12	97	令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）	※総文
13	98	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	※産厚
14	99	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※産厚

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順9、安藤克彦議員の①学校給食費公会計化について、②役場や公共施設窓口におけるキャッシュレス化と税等の支払い方法の拡充について、③新図書館建設に向かつての現状についての質問を同時に許します。

8番、安藤克彦議員。

○8番（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。1つ目に、学校給食費の公会計化についてお伺いいたします。私は平成24年の3月議会で本町の学校給食費が私会計で処理されていることによる様々な問題点を指摘し、公会計への移行を求めてまいりました。導入により、学校給食費の徴収業務による学校の負担軽減、徴収、管理業務の効率化、そして何よりも学校給食費の管理における透明性の向上、徴収における透明性の確保が図られます。平成29年12月議会でも同様の質問を行いました。「国が示すガイドラインに沿って検討していく」との答えでありました。昨年7月に国が学校給食費徴収管理に関するガイドラインを示して1年が過ぎました。検討状況はどのようになっているのでしょうか。また、検討してきた中での問題点を伺います。

2つ目に、役場や公共施設窓口におけるキャッシュレス化と税等の支払い方法の拡充についてお伺いいたします。新型コロナウイルスの猛威も収束が見えない中、新しい生活様式の下、人々はできるだけ接触を控えながら社会生活や経済活動を行っています。商店では現金の受け渡しを自動化しているところも増え、そうでなくてもレシート1枚ですらカルトン皿での受け渡しが当たり前になってきています。現金直接での決済をできるだけ減らしていくことは、感染防止以外にも多くの利点があります。町民の安全と更なる利便性を考えるとともに、先日も発表がありました、本町で新たなQRコード関連の事業を予定していることも踏まえ、以下の質問をいたします。1つ目に、役場等窓口におけるキャッシュレス化についての考えを伺います。2つ目に、税等の支払い方法の拡充についての考えを伺います。

大きな3つ目に、新図書館の建設に向けての現状について伺います。このことについて、町が先の議会で「令和8年度を目標に更新を想定している」と明らかにしたことに、多くの町民から喜びの声を伺いました。確認の意味を込めまして、以下の点を質問いたします。1つ目に、建設までの年度ごとのタイムスケジュールを伺います。2つ目に、建設に向けてどのような形で住民が関わる機会が設けられるのかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

おはようございます。今日最初の質問者であります安藤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。なお、1番目の質問につきましては所管をしております教育委員会の方から回答いたします。私の方からはそのほかの質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。まず2番目1点目、役場等窓口におけるキャッシュレス化ということの御質問でございます。キャッシュレス決済につきましては、社会の中で普及と関心が高まっている状況ではないかなと思っております。この決済方式を導入すれば、利用される方が多くなるとは考えておりますが、役場窓口でのキャッシュレス決済に関する要望は今のところほとんどあっておりません。さらにキャッシュレス化が世の中に十分に普及したとしても、現金決済を希望される方は必ずいらっしゃると思われま。また、町ではマイナンバーカードが広く行き渡ることにより、コンビニでの証明書交付が一層増加するものと考えており、マイナンバーによる情報連携が進むことや、各種手続きが簡略化されることを考えますと、窓口での交付件数の減少に比例して決済業務自体も減少していくものではないかと推測しております。今後は支払いのセルフ化も含め、今後の住民ニーズと事務の効率化、あるいは費用対効果を照らし合わせながら、決済方法の検討を今後とも重ねてまいりたいと考えております。次に2点目でございます。税等の支払い方法の拡充、QRコードやクレジットカード決済についてのお尋ねでございます。令和3年4月から一部のキャッシュレス決済事業者ではございますが、現在コンビニ収納を委託している収納代行事業者との契約変更を行い、町税等のキャッシュレス納付が行えるように準備を進めているところでございます。納付の方法といたしましては、納付書、督促状に印刷されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、お支払いいただくものとなります。これによりまして、金融機関の窓口やコンビニエンスストアに出掛けることなく自宅や外出先で納付することができ、町民の安全と利便性の向上に繋がるものと考えておるところでございます。

続きまして、新図書館建設に向けての現状ということで、1点目の建設までの年度ごとのタイムスケジュールという御質問でございます。新図書館の整備につきましては、先の議会で答弁したとおり令和8年度を目標に更新を想定しているところでございます。今後、具体的な施設の規模や機能、ほかの施設との複合化、官民連携も含めた整備手法やその財源などの検討を進めてまいりたいと考えており、その状況を踏まえて具体的なスケジュール等を設定していきたいというふうに考えております。3番目2点目でございます。建設に向けての住民が関わる機会についてのお尋ねでございます。新図書館建設では、住民の皆様がどのような図書館を求めているのか、皆様のお声を幅広くお聴きすることが必要だと考えております。そのための手段といたしまして、アンケート調査やワークショップ、住民の代表者を含めた会議などが想定されます。利用者となる住民皆様の意向やアイデアなどをたくさんお聴きするための機会をできるだけ多く提供でき

るように努めていきたいと考えております。皆様に関わっていただくことで、皆様に愛され誇りに思える新図書館の建設に向けて検討を重ね、長与町のサイズに合った図書館づくりに取り組んでまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

おはようございます。安藤議員の御質問にお答えいたします。1点目の学校給食費の公会計化についてでございますが、議員御指摘のとおり、学校給食の公会計化は教員の長時間勤務を解消する一つとして、公立学校における学校給食費の徴収管理に係る教員の業務負担を軽減することを目的としております。文部科学省が策定した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」においては、学校給食費を地方公共団体の会計に取り入れる公会計制度を採用するとともに、保護者からの学校給食費の徴収管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことが適切とされております。そこで、本町としましては現在、公会計制度を導入している県内4市の状況を参考にしながら、このガイドラインにある目的と方法に沿った形で検討を進めております。また、可能な限り現在の会計処理システムを利用し、公会計化のための支出を極力抑えられるように検討を進めております。現在検討中のシミュレーションについて御紹介いたします。保護者からの学校給食費の徴収につきましては、振り込みまたは納付書による徴収としたいと思います。振込先は長与町の管理する通帳として町の歳入になります。徴収の管理業務は教育委員会になると考えております。徴収状況は1か月ごとに学校に通知し、これまで同様、未納の御家庭に対し学校から納入について連絡いたします。また、これまでどおり未納の御家庭に対する児童手当からの引き落としについても継続したいと考えております。購入した食材の支払いにつきましては、業者より食材の請求書を受け長与町財務会計システムにより支払いを行います。現在の課題として、支払い業務をどこの部署で行うか決定することであると捉えております。決定につきましては、役場の関係部署、長崎県教育委員会、関係団体との十分な協議が必要になると考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

それでは再質問に入らせていただこうと思うんですけども、1点、通告してたんですけども、ちょっと答弁が、私が書き取れなかったのか、聞き漏らしたのか分からないですけども、2番目の質問で役場や公共施設窓口におけるキャッシュレス化っていう項目で設定してるんですけども、窓口における答弁はいただいたと思うんですけども、公共施設、体育館とか、ふれあいセンターとか、交流センターとか、そういった所の関連の答弁がなかったようなんですけども、この件についてはどうなってるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

まず、窓口のキャッシュレス化ってところでの検討を庁舎の窓口っていうことで検討しております。それから、あと各施設についてもどうなのかっていうことでの検討は行ってはおります。ただ、まず状況ってというのが、そんなに各施設では件数が無いと。そして1番件数が多いと思われてた体育施設の利用につきましては、今後システムを改修するということで前回補正予算を通させていただいておりますので、そちらで体育施設の利用については、もうキャッシュレスではなく新しいシステムで収納が可能になるということでしたので、そういうことも勘案して一定キャッシュレスについては今後また検討していこうということで話をしている状況にあります。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりました。それでは、順を追って再質問に入らせていただきたいと思います。まず全体的に今回いただいた答弁ですけれども、大きく前進したものだったのかな、この今伺いしたのを額面どおり受け取ると、思います。それがそうなのかどうかっていうのを確認していきたいとします。それでは、まず給食費の公会計化についてですけど、先の議会の答弁でガイドラインができれば、それに沿って進めていくというお話で、今回こういった形で検討を行うと判断できるような答弁だったんですけれども、まずこれはもう進めていくということによろしいのでしょうか、確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

先の答弁で、前の次長よりもガイドラインに沿ってっていう形で進めていくということとございましたので、それを受けまして私どもとしても、このガイドラインに沿って公会計化を進めていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

あと大事なのは、いつからこれを行うのかっていうことだと思うんですけれども、来年度っていうのはもう無理かなと、日程的に厳しいのかなと思います。大きく庁舎全体的に、システムの改修とかも多少かかってくることかと思っておりますので、これをいつから予定しているのか、いつを目標に改修するのかっていうのをお答えできますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

このガイドラインができたときには、ガイドラインを進める2年前からの例示がされております。これを基にずっと検討してまいったんですが、今年度検討のスタートで、令和4年というふうなことになるかと思うんですけども、なかなか4年は難しいような状況が見えてまいりました。早くても5年以降になるかというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりました。やるということでお約束いただきましたので、あとは進捗状況、私も見守っていきたいと思います。公会計化については終わりたいと思います。

2つ目のキャッシュレス化についてです。これに関しましても、かなり私としては前向きな答弁って言うか、良いお話じゃなかったかと思えます。この件につきましては、私が議員になった当初から取り組んでいる、いわゆるコンビニ納付ができないかというのをずっと訴えてまいりまして、コンビニ納付が始まって、利用件数もかなり伸びている状況。で、このコロナの状況、あるいはいろいろな社会的環境、キャッシュレス化、今回の場合には税とかの方はQRコード決済ではなくバーコード決済というんですか、こういったのは。そういったのを進めていくというお話でした。まず、現状では窓口の要望の声があまり無いというお話。そして、マイナンバーカードの普及が進むことによって、そもそも窓口での交付が減っていくだろうっていう答弁だったんじゃないかなと思います。だから今のところはそう考えられないと。これは理解できます。そんなに利用がない所に費用対効果の面もあると思います。ただ、前向きな答弁の中でセルフ化に触れられておりました。私も通告書の中でセルフ化のことを少し触れてたんですけども、具体的にどういったことが考えられるのかっていうのを伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

セルフ化というのが議員の御質問にもあったとおり、近年スーパー等で増えてきております。セミセルフレジとも言われております。支払いするとき係の人と現金等のやり取りをせずに、窓口に来られた方がレジの機器と言いますか、支払機になりますけど、そちらの方で直接現金もしくはキャッシュレスの決済、こういった形で支払いをする方法であります。このことにつきましては、コロナ禍の人と人との接触を減らす面があります。それと、あと今現在行ってます窓口での現金管理を、職員の方の負担が減るといって有効な手段であると考えておりますので、負担軽減に繋がるものであれば導入の検討をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

今、課長からの答弁があったんですけど、コロナ禍の中での接触を減らす。もう1つは私も質問の中にもちょっと触れてたんですけども、その他の利点というのは、やはり職員が現金を扱う機会をできるだけ極力減らすということ、これが必要なんですよね。今、社会、民間でも極力現金を減らす。現金を移動させる手間、人件費、管理する手間ってものを減らしていくっていうのは、もう社会的に一般常識と言いますか、そういった流れになってきていると思います。そういった面も含めましてセルフ化、実はセルフ化を行うことによって、セルフ化の中にも決済手段ってかなりあります。当然、現金を扱う。スーパーのレジを見ても分かるように現金、あるいはクレジットカード、あるいはQRコード決済。ですので、いただいた答弁というのはすごく前向きなお話。セルフ化レジが進めば、QRコード決済も当然導入される。決済手段がいろんな、大きく広がっていくということで、これは評価したいと思います。ということで、セルフ化の中でも当然、決済手段の方法、選択手段が増えるっていう理解でよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

これにつきましては今、検討中でありまして、もちろん現金のみの方法もありますし、そういったカードを使えるもの、キャッシュレス決済を使えるもの、良いものになればなるほど、やはりどうしても費用も掛かるかと思っておりますので、その辺は費用対効果を考えて導入方法を検討したいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

ありがとうございます。それでは、キャッシュレス化につきましては、答弁の中で、令和3年4月から税等をいわゆるバーコード決済でしょうか、ができるようにしていくというお話でしたけれども、税、それ以外にも使用料等もあると思いますので、この範囲をどこまで考えているのかっていうのを伺いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

もちろん税、それから国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料、それと水道、下水道料金というところをバーコード決済をしようと考えております。ちょっと対応できておりませんが保育料、し尿収集手数料というところで、納付書を変更する費用が掛かるということで、今のところそれが上がっておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

保育とし尿収集手数料。あと駐車場使用料があると思うんですけども、この点についていかがでしょうか。分かれば教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

町営駐車場は対応できておりません。申し訳ありません。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

ありがとうございました。このキャッシュレス化についても来年の1月5日から、事業的には別なんですけれども、還元する形でのキャッシュレス化を推進しております。長与町もですね。先進自治体は窓口でもう既にキャッシュレスが使える所がかなり多く増えてきております。で、税等の納付も、ちょっと私が調べた中では、既に県内で8市町村が実施されていると伺っております。そういった流れに乗り遅れることのないよう、と言うのは町民の利便性、やはりこれが大事だと思います。あとは収納をしやすい環境を作っていくってことですよね。ですので、これからも進めていただけたらと思います。キャッシュレス化については終わりたいと思います。

次に最後になりましたけども図書館について、これも先の議会で表明された、これ本当に町民の方からお話を伺って、町長を高く評価する声を伺いました。一般的に私も図書館について何回かお話をして、いつするんだって言ったら、高田南の一定のめどがついてから。この一定のめどがよく分からないと。どれをもって一定のめどとするのか。だから、もしかしたら高田南が完成してからというのを想定しているのかな。はっきりおっしゃいませんでしたからね。でも一定のめどを早い段階でつけていただいて、こういった形でしっかりと期限を切っていただいたということでお話を伺いました。ただ、令和8年度を目標に更新を想定なんですよね。令和8年度に造ります、令和8年度に出来上がりますとはおっしゃってないんですよね。ですので、これがどのタイミングになるかっていうのが、私がこのスケジュールの話をちょっとお伺いしました。ただ、今のところ、規模とか、機能とか、複合化とか、いろんなことを勘案しながら具体的なスケジュールを設定していくというお話でしたが、このスケジュールが具体的に出るのはいつ頃なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程、町長の答弁にもありましたとおり令和8年度の更新と、更新というのはいわゆる建て替えの工事です、を目標にということでございます。今、基本構想の方もござい

まして、これをベースに考えますと工事着工の3か年度前に体制整備ということで示されておりまして、これを基本としたいと考えております。ただ、これは単体での整備というスケジュールですので、複合化ですとか、あと官民連携ということも踏まえて、適切な時期に、そういったスケジュールも含めてお示しはしたいと思っております。まだ現段階では明確なスケジュールというのはたっておりません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりました。まあ、そうだと思います。特に、議員の中からも先日の一般質問でもありました、図書館単体ではなくて民俗資料館ですか、そういったお話もありましたし、当然、私もそういった施設が必要、あるいはほかの議員からは防災機能を持たせた形での図書館、あるいは現在庁舎の横にある長与公民館も合築の対象に想定されるもの。これは、いろいろなまた住民の声を聴きながら進めることだと思うんですけども、いろんな問題があると思います。そういった中で、やはりそういったのを一つ一つまとめていくには時間がやっぱりそれぞれ掛かると思うんですよね。となると8年度まで、まだ6年もあるじゃないかではなくて、もう6年しかないっていう時間的な危機感を持って、やはり事業を進めていっていただきたい。ここはもう要望になりますけれども。とにかく建設って遅れるんですね、こういった事業というのは。必ずと言っては失礼ですけども。やっぱり何か突発的なことが起こって1年間延びる2年間延びる、だらだらなってくると思いますので、そういったことがないように、やはりしっかりと進めていっていただきたいと思っております。進捗状況とか、これから図書館を建設するに当たり、やはり情報を公開していくということが重要じゃないかと思っております。何かしらのタイミングで情報を公開する専用の窓口、一般的にはホームページがいいのかなと思うんですけども、そういったものを開設していく、こういったことはいかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

御提案ありがとうございます。今のところそういう想定はなかったんですけども、一定図書館の方向性とか決まりましたら、随時情報提供をしていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

図書館整備検討委員会とかできたときには、図書館のホームページの中に新しい図書館を考えるとというページができてちょっと進んでたんですけども、もう図書館の件は止まってしまってるんですね。ホームページもその部分については更新されていません。ですので、新たにある程度軌道に乗る前に、大体大枠が固まってきたらやはり専用のペ

ージを作っていたでいて、そこに接すればいろんな図書館を建設に向けてのいろんな情報  
報が得られるという場所を是非作っていただけたらと思っております。これは担当の政  
策企画課長には私ちょっと事前にお尋ねしたんですけれども、実はある業界紙のネット  
ニュース配信で先日、10月末だったと思うんですけれども、この記事の中で年度内に  
準備室を設置するとあったんですよね。この記事の真偽をまずお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘をいただいて記事を探したんですけど、見るができなくて、どういった記  
事の内容だったかというのは定かではございません。ただ、町として準備室を今年度中  
に設置するといったことは、議会をはじめ、公には表明していないと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

これは多分、先の議会の答弁を受けて、その内容も含めあとはいろんな整備検討委員  
会とかでの検討内容とかを混ぜた形で、ただ、見出しには完成は26年度内を目指す  
と。20年度内に建設準備室設置という記事の見出しに出てたもので、住民の方からこの  
記事をいただいて、先の議会での答弁にもそんなことなかったよなと私も確認をしたん  
ですけれども、じゃあこういった準備室は設置を予定してない。今年度はしてない。この  
準備室の設置って、じゃあどのようにするのかということですね。大まかな枠組みとい  
うのは、まず企画財政部が作ると思うんですよ。ただ、建てるのは建設部の方がする  
のかな、ちょっとよく分からないんですけれども。で、中身については教育委員会の管轄  
だと思んです。結局、庁舎内を横断する形でこの準備室というのは必要かなと思ん  
ですけれども、この準備室もやはり早い段階で2年ぐらい前には作っておかないと、よ  
その建てた所の経過を見ると、やっぱり2年間ぐらい準備室が、特に中をどうするか  
かそういったことが主なことだと思んですけれど、そういった準備室はいつ頃設置す  
るっていうのは、まだこれも予定は立ててないということですかね。お伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

いろいろと御提案ありがとうございます。今やっておりますことは、庁舎内でこれは  
お前のとこの仕事じゃないか、これはあんたんとこの仕事じゃないかって言うんじゃ  
なくて、横断的なものにしていかないと、まず職員が心を一つにしてこれを作り上げ  
ていくということでない、変になってしまいますのでね。だから、まずは今庁舎内で  
そういった横断的なもの、串を刺した状況のものを作っていこうというところ  
です。で、今それは随時検討しております。そういう段階です。その中である程度固ま  
ってきたとこ

ろで、今、議員おっしゃるような諸々の事につきまして、具体的に言えるときが来るんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

分かりました。最後に、建設に向けての住民が関わる機会についてですけれども、本当、答弁のとおりだと思うんですね。住民がどのような図書館を求めているのか広く聴くことが必要だと。そして、住民の意向とかアイデアをワークショップ等で聴く機会をできるだけ多く作りたいと。まさにこのとおりだと思います。新しい図書館の建設には、私のところにも賛成の声もあるし、反対の声もあるんですね。「要らんだろうと、長与に」「長崎に図書館があるじゃないか」とか、「自分は本を読みに行かない」とか、あるいはもう「ネットで買えばいいから」とか。図書館って本を読むと所だけではなく、本を借りる所ではなく、先日からも一般質問の中で出てた「遊び心のあるまちづくり」、まさにこれじゃないかなと。高校生が図書館に行って友達とお茶を飲みながら、まあ図書館の中じゃないでしょうけども、開架スペースじゃないでしょうけども、そういった友達と語らう場所ができる、遊ぶ場所ができる、あるいは高齢者の方が集う場所ができる、買い物ついでにちょっと立ち寄れる、そういった図書館っていう概念を根本的に覆すような図書館を、いろんな町民の方からアイデアをいただいて、反対してた人もああ良い場所だねとっていただけるような図書館を造っていただきたいと思っております。ですので、この2番目の回答についてはすごく良いお答えをいただいたなと思っております。これから建設に向けて予算の問題とか、お金の問題とかいろいろあると思っております。大変な仕事量が増えてくると思いますが、是非とも頑張ってくださいと思いますし、これからもこの件については注視していきたいと思っております。以上、終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで安藤克彦議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時25分まで休憩いたします。

（休憩 10時09分～10時25分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、安部都議員の①障害児、者福祉政策について、②小中学校における男女混合名簿導入について、③「長与町における性暴力を根絶し、性被害から町民などを守るための条例」制定等についての質問を同時に許します。

6番、安部都議員。

○6番（安部都議員）

おはようございます。それでは質問をさせていただきます。大きな3つございます。

大きな1点目、障害児、者福祉政策について、お伺いいたします。平成26年1月政府は障害者権利条約に批准し、平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、略して「障害者差別解消法」が施行されました。また、平成26年4月、長崎県は「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行され7年が経過し、これによる差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるまちづくりが推進されています。本町においても第4次障害者計画など策定し、これに遵守し施行されているところであります。障害の有無に関わらず、誰にでも分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現がさらに求められます。障害のある人が住みよい町づくりは、誰にでも快適に住みよい町になると考えます。そこで、これからの障害児、者に対する社会環境改善に伴う政策についてお聞きいたします。（1）第5期障害福祉計画の評価と課題及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況をお伺いいたします。（2）長与町内に障害児、者のためのグループホームや介護施設、これは重度障害のケアホームのことを指します。等の構築の考えはないのかお伺いいたします。

大きな2点目、小中学校における男女混合名簿導入についてお伺いいたします。ダイバーシティ（多様性）の観点から、子ども達の人権を尊重するための一助となる男女混合名簿導入についてのお考えをお伺いいたします。

大きな3点目、「長与町における性暴力を根絶し、性被害から町民等を守るための条例」制定、これは略して性暴力根絶条例と言いますが、等についてお伺いいたします。昨今、特に女性、子ども等を取り巻く性暴力事件が社会問題となっています。誰でもが安心、安全に暮らせる地域社会形成のための条例制定と環境改善について、お聞きをいたします。（1）本町における性暴力根絶についての考えと町民等への周知はどのようにされているのかお伺いいたします。（2）学童、生徒等に対する性暴力への意識、理解、周知はどのようにされているのかお伺いいたします。（3）「長与町における性暴力を根絶し、性被害から町民等を守るための条例」制定等についてお伺いいたします。

答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員の御質問にお答えをさせていただきます。2番目と3番目2点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは、そのほかの御質問につきましてお答えをいたします。1番目1点目の第5期障害福祉計画の評価と課題につきましては、長与町自立支援協議会におきまして、成果目標やサービス見込量の進捗状況の報告を行ったところでございます。成果目標につきましては、計画最終年度となります今年度中に概ね達成できる見通しとなっており、サービス見込量につきましては、就労系サービスが見込みより増加してきている状況で、障害者の社会参加が進んできているものと認識をしております。次に、第6期障害福祉

計画並びに第2次障害児童福祉計画の策定の進捗状況でございますけれども、現在、現状と課題を把握するために、障害福祉サービス事業者へのアンケート調査を実施しておりますところでございます。今後アンケートの集計、素案の作成を行い、長与町自立支援協議会での検討を踏まえ、令和3年3月の策定を目指しているところでございます。

次に、1番目2点目の長与町内の障害児、障害者のためのグループホームやデイケア設置等の構築についてのお尋ねでございます。グループホーム等の施設につきましては、障害福祉サービスを新たに実施する場合、各事業者が指定申請を県に行い、審査を経て事業所の指定が行われているところでございます。グループホームにつきましては、家庭的な雰囲気の下、共同生活を送る場所となっております。町内にも2か所整備をされているところでございます。

続きまして、3番目1点目の性暴力根絶について町の考え、町民への周知というお尋ねでございます。性暴力は、重大な人権侵害であるとともに被害者の心身に長期にわたり深刻な影響を及ぼすものであることから、その根絶を図ることは重要な課題であると思っております。本町におきましては第3次男女共同参画計画における推進施策として、「女性等に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げ、様々な取組を行っているところでございます。町民の皆様への周知につきましては、広報紙やホームページに相談窓口等の情報を掲載しているほか、公共施設や商業施設におきまして啓発ポスターの掲示、相談窓口の連絡先カードの設置なども行っておるところでございます。また、男女共同参画週間や「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間を通じまして、役場や図書館でパネル展を実施しており、今年度は「性暴力をなくそう」をテーマに広報、啓発活動を展開してまいりました。さらに家庭教育学級におきましては、「親が子どもに伝える性教育～だれもが幸せに生きるために～」と題した講演会も開催しているところでございます。

続きまして3番目3点目、性暴力を根絶し、性被害から町民等を守るための条例制定についてのお尋ねでございます。国におきましては本年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、被害者に寄り添った支援の充実、加害者対策、加害者や被害者、傍観者にならないための教育、啓発の強化などの取組が盛り込まれております。これにつきまして、各都道府県に設置されておりますワンストップ支援センターの強化や子どもを性暴力の当事者にしないための教育の推進など、都道府県におきましても対策の強化に取り組むよう要請がなされておるところでございます。先進の福岡県では昨年、いわゆる性暴力根絶条例が制定され、県を上げて性暴力を根絶し、被害者を支援するための取組が進められております。その中で市町村は、性暴力の根絶に向けた取組の推進、被害者の支援に関する住民の理解促進に努めることとされております。本町では先程申し上げましたとおり、第3次男女共同参画計画の中で「あらゆる暴力の根絶」を掲げ、県の支援センターや警察等と連携した取組、周知、啓発活動を行っており、毎年度、その進捗について外部有識者会議による検証も行っております。今後とも本計画の着実な実行に努めてまいり所存でございます。条例の制定につきましては、県や他自治体の

制定状況を踏まえつつ、その必要性も含め、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から安部議員の御質問にお答えいたします。2点目の小中学校における男女混合名簿の導入についての御質問でございますが、長与町立小中学校では、これまでも男女別名簿を使用しております。学校で使用する名簿は、確実に記録と読み取りができ、可能な限り誤記や読み取りミスが回避できる必要があります。そのため、学校の校務を進めていく上でのシステム上の区別として、男女別名簿を使用しております。特に、中学校から高等学校等への進学に係る進路事務におきましては、男女別名簿を作成する必要があります。この事務については選考の資料となるためミスが許されません。また身体計測等においても、男女別名簿を使用する必要もあります。多忙な学校において、数種類の名簿を利用では、様々なミスを誘発する可能性もあります。従いまして、システム上の区別として男女別名簿を今後も使用する予定であります。

次に3番目2点目の学童、生徒等に対する性暴力への意識、理解、周知についての御質問にお答えいたします。学校では、学習指導要領や文部科学省、長崎県教育委員会からの通知に基づき学校教育を展開しております。「性犯罪・性暴力対策の強化方針の決定について」、文部科学省から本年6月12日付けで通知が発出されております。この通知におきまして、子どもが性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、教育、啓発内容の充実等について協力が依頼されております。本町の小中学校では、発達段階に応じ、性被害に遭わないよう様々な教育を行ってまいりました。一例を挙げますと、中学生を対象として、これまで「デートDV防止教室」を実施しております。この授業は、性暴力、性被害に触れる内容となっております。今後も子ども達を守るために、様々な形で教育、啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。第4次障害者計画は、平成30年から35年までの基本法に基づいての計画でありました。そして、また第5期障害福祉計画が30年から32年までの3年間の計画であります。これについてですけれども、身体障害者手帳所持者が1,580名、それから精神障害者の方が218名、療育手帳の交付者が336名と合計2,134人、町の人口の約5%になります。現在、身体障害者手帳所持者は9年前と比較するとほぼ横ばいではありますが、精神は約2倍、そして療育は約1.3倍と、どんどんと年々増加しているところではありますが、本町の事業主体としてどのような要因があるのか、考えられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

身体障害手帳につきましては微増の状況でございます。療育手帳につきましては早期の発見により少しずつ制度が周知をされて、伸びてきているものと考えております。精神障害者手帳につきましては、以前は手帳を取るメリットとか、分かりづらい部分もございまして、もしくは手帳を持っていることに関する偏見といったものもあつたかと思ひます。しかしながら少しずつ、取ることのメリットにつきましても周知がなされてきたと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解しました。現在、身体障害者手帳所持者が、大体65歳以上が約73%に上っております。今後、高齢化が進むにつれて利用見込量がどのくらい増加していくものか、見込んでいるのか、お答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

議員おっしゃるように身体障害者手帳の所持者に関しましては、高齢の方が増えてきている現状でございます。サービスにつきましては障害福祉サービスでなくて、65歳越えますと介護保険を優先いたしますので、障害福祉サービスには、なかなか反映されないといった面がございます。ですので障害福祉サービスは、知的障害であつたり、精神障害であつたり、そういったことを全般的に、見込みを算定いたしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

そうですね。徐々に身体障害者の高齢者もどんどん進むにあたって、子ども達にとつても使いやすい施策をしていかなければならないんですが、今度、6期障害者福祉計画が、今現在進行中のことでもありますけれども、長与町地域自立支援協議会は、前回と同じメンバーだと認識してよろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

メンバーにつきましては若干の変更があつてますけれども、役職をしておられる方の変更があつた場合に変更をいたしております。もしくは保健所だつたりとか、そういった所についても代わつた方がいらつしゃいますので、その辺は変更をいたしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解しました。それでは第6期計画と第2期障害児計画のコンセプトというものは、何か決まっているのか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

概ね第5期を引き継いでおりますけれども、今後も特に就労に関する支援だったり、地域移行であったりとか、そういった部分が引き続き強化をされる見込みでございます。もしくは地域共生社会の実現に向けた取組であったり、そういったことに関して記載をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

現在、アンケートを実施してるというところですので、そういった点も考慮しながら進んでいくものと思いますが、アンケート回答の中で、「福祉サービスの情報に関する情報は伝わっているのか」という問いに、「伝わってない」、「あまり伝わっていない」というのが49.3%もありました。これは障害になったときに身障者手帳を更新したときにはいろいろな話とか、説明とか、いろんな情報が入ってくるんですが、それ以外になると、なかなか長年新しい情報が耳に入ってこないというのが現状であります。そこで法改正や新規の事業の変化、スピーディーな分かりやすい情報発信をお願いしたいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

新規の方につきましては、手帳の交付の際に丁寧に説明させていただいております。併せまして制度の変更等があった際には、広報、ホームページ等で周知を行ってございます。今、議員おっしゃったように、周知が行き届いてない部分がございますら、今後とも周知をより一層強めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

やはりホームページだけではどうしても見ることができない人達もいらっしゃるの、その辺りはいろんな窓口で、こういったものがありますよというような形で情報発信を、広報でもしていただきたいなと思っております。それから障害児福祉計画でありますけれども、児童発達支援を受けてる子どもは、現在どのくらいいるのでしょうか。今後の

推定も予測しているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田子ども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

障害児の福祉サービスを受けていらっしゃる子どもの数が、児童発達支援が今現在30名、放課後等デイサービスを受けていらっしゃる方が92名ほどいらっしゃいます。今後は、児童発達支援、未就学の子どもの方は横ばいということで見込んでおります。放課後等デイサービスについては微増ということで見込んでいます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

現在30名と放課後デイが92名というところで、今後、障害児が増えるにあたって、また、様々な放課後デイサービスの利用者も増えるだろうとも思いますけれども、利用の状況っていうのは手が足りている状況なのか。それとももっと施設などが増える必要があるのか。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

長与町内で言いますと、放課後等デイサービスをしてる所がここ数年で非常に数が増えてまいりました。障害児の子どもが増えていくという認識でいらっしゃいますけれども、今はインクルーシブ教育等も非常に進んでおりまして、障害児であるから必ずサービスを受けるということではなく、地域で一緒に活動をしたいという方もいらっしゃいまして、数年はサービスの利用者が増えていたんですけども、ここ1、2年はサービス利用だけではなく、地域にということで、サービスの利用量が微増になっている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

多様性を求めて、やはり必要な所で必要な人に、皆さんとともに地域で支え合うというのは必要だと思います。それでは次に移ります。長与町内の障害児、者のためのグループホームやケアホームですけども、これは各事業者が県に申請をして認可を受けて開始をするというところでありまして。私の所に、突然若い人が中度、重度障害者になって、寝たきりになってから御相談がありました。現在入院中ですが、入院期間は約3か月ですので、その後、施設や在宅介護でのリハビリ療養を余儀なくされることとなります。そこで御家族からの御相談ですが、介護する家族が高齢のために在宅介護が不可能であるというところでありまして。ケアホームは長与町にもございませんし、かなり遠方に

かないとありません。そこで高齢になった御両親が、遠方で交通手段もままならない、大変厳しい状況であるというところで、ケアホームが何とか長与町でもならないかという御相談でありました。例えば、事業者が長与町内で建てたいというときに、本町としては1か所でも欲しいなと私も思うんですが、もし、ケアハウスを経営して建てたいという申し出があったとき、本町はどのような支援ができると思われますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

町長答弁で申し上げましたとおり、県の方が指定をすることになっておりますので、町として関与する部分がないんですけども、御相談があった際にはいろいろな相談に乗れるかと思えます。ただ、今までの経緯で申し上げますと、以前、事業所から別のサービスで相談があったこともございますけれども、そういったときには土地の値段であったり、そういったことに関して長与町が高いとかいった部分で折り合わなかった部分がございます。いずれにしましても民間事業者の話になりますので、アドバイスのことはできるかもしれませんが、関わるっていうのは難しい部分がございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

アドバイス等をしていただけるというところですが、例えば、事業者がこういうことをしたいと、そういったケアハウスを構築したいというときなど、例えば今、長与町内の空き家を利用してケアホームの構築なども考えられる、再利用できると思うんですが、そういったときに例えば助成をするとか、こういった物件がありますよ、というような御紹介もできると思うんですね。そういったホームページとか、広報での応募者を募って、いろんな形で周知をしていただきたいと思います。その辺りはどうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

空き家を利用して施設を造られる場合、これは恐らくグループホームになると思います。グループホームを造る際には地域住民の同意が必要になってまいりますので、その辺もハードルが高いのかなっていった部分もございます。しかしながら、障害のある方もない方も共に暮らしていく社会を作っていくためには、そういった理解を深めていくことが大事だと思っておりますので、その部分で周知は努めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

アンケートの中では「あなたが望む暮らしを実現するためには何が必要ですか」との

回答に、いざというときに施設に入ることが一番だと。33.3%ですけど2番目に高かったわけです。また、「家族などの介護者が病気のときに施設に短期入院したい」また、「施設での日常生活の支援をしていただきたい」、最も高い「日常生活での支援を行うグループホームが欲しい」とか、そういった回答が多いわけですね。特に子どもの場合は、親御さんが先に亡くなった場合、今後、この子達は誰が見るんだろうか、どうしたら良いんだろうかといった、非常に不安の声が聞かれるわけですね。グループホームは現在2か所、町内にございますけれども、それは一定期間お昼に預かっていただくというような形ですので、重度障害者のケアホームっていうような形で24時間ケアできるような重度障害者の施設があったら良いなと思いますが、お聞きします。そういったアンケートの回答について、どのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

先程の答弁と重なりますけれども、長与町としては、障害がある方もない方も共に暮らせる社会を作っていきたいと考えておりますので、その周知の方をしていく中で、要は障害のある方が施設に頼ることなく地域で暮らしていけるように努めていきたいと考えておりますので、その方向で進めさせていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

やはり、できるだけ重度障害者も長与町の中でケアができるようにしていただきたいなと思います。先程私グループホームは昼だけと言ったんですけど、1日介護していただく所はあります。先程、私の言ったところは間違っていたと思います。すみません。

それでは次に移ります。小中学校における男女混合名簿導入についてお聞きいたします。先程の教育長の答弁ですと、システム上の区別として男女別名簿をこれからも使用するという答弁がございました。校務を進めていく上で男女別を使用していて、ミスが許されないというところで、男女混合名簿で複雑な子ども達の氏名、現状もあるとは思いますが、男女混合名簿、議員になって一般質問7回目となります。そろそろ前向きな答弁を期待していたわけで、残念ではありますけれども、今回また新たな視点として考え直していただきたいなということで質問いたしますが、今現在、長崎県の小中学校での混合名簿を使用している所、どのようなパーセントとなっていますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

現在、6割をちょっと超えるぐらいの市町の方で利用されてると認識しております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それは小学校ですか、中学校ですか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

両方ともでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

先日、県にもお伺いしたんですけども、小学校で81%、中学校で65%が現在導入をしているという御回答がありましたけれども、令和2年度から公立高校の名簿が全て男女混合名簿に替わりました。それから3月には県立中と公立高校の入試から入学願書の性別欄は全て廃止をされるというところではありましたが、これはLGBT、性マイノリティへの配慮だということでありました。公立高校も男女混合名簿に替わり、そしてまた社会的な状況に関しましても、入学願書の性別欄廃止も行っております。そして小学校の81%が混合名簿を使用しているというところで、なぜそれができないのか。システム上だけの区別として片づけられるものなのか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず高校入試につきまして、入学願書に男女の記載をしないということの発表はあっております。ただし、これを審査する上で中学校から調査書というのを上げております。これには男女の記載が必要となっておりますので、この点で進学用の書類として男女が必要になっております。これが1点目です。2つ目の小学校、中学校につきまして、まず小学校の割合について認識が違っていたのは大変申し訳ございませんでした。この小中学校につきまして、他の市町の、そして学校に勤めておられる方々からも聞き取りを行いました。男女混合名簿を利用している所につきましては、「始業式でのクラスの発表、あるいは入学式の入学、そういったところで男女混合名簿を使っております」ということでした。それでは「身体計測であるとか、修学旅行の名簿をどうしてるんですか」ということで聞きましたところ、「そこは男女の別の名簿を使っております」あるいは「授業においても別の名簿を使っております」ということで、男女別の名簿と男女の混合名簿が混在をして使われて現状でございます。そういったところからしますと、ミス回避するためには一つの名簿に統一すべきだと認識をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

令和2年3月に県教委から市町宛てに、性別を分けない名簿にしてくださいとの通達が来てると思いますが、それに対してはどのようにされたのかお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

通知は受けました。この通知を受けた直後、本町におきましては、こういったことを回避したいために男女別の名簿でいきたいということで御相談を申し上げまして、それは市町で決めることであるという御回答を得ております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

ほとんど全国的にも男女混合名簿も取り入れ、それだけでしてくださいって言うわけではございません。男女混合名簿というのは、男女共同参画の中での位置付けでもありますので、男女別の名簿も使っても良いし、男女混合名簿も導入できるんじゃないかと言ってるわけです。まずこれは本当に通達に従うべきではないかなと思いますけれども、例えば、性マイノリティ当事者からの直接お話など、男女混合名簿に対してお聞きしたことはございますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

LGBTの恐らくTの方々を指すのかなと思っておりますが、この方々への対応につきましては、個人情報もございますので、対応したかどうかということについては控えさせていただきますと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

直接話を聞いたかぐらいは言えると思うんですね。これは個人的な情報っていうよりは、実際に聞いて理解をしましたとかいうのは分かれると思うんですけども、そこはもうよろしいです。それでは男女混合名簿を一番目に導入された学校とか、経緯を御存じでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

反問させていただいてよろしいでしょうか。最初に導入した学校というのを認識しておりませんが、教えていただければありがたいです。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

反問にお答えいたします。最初に男女混合名簿を導入したのは1990年4月1日に堺市から、山口市議の提案で全国初五十音別男女混合名簿が導入をされ、開始をされております。これはジェンダー平等教育の基本のスタートであるというところであります。そして例えば、ある先生が小学校の子ども達に、女の子で生まれて良かったこと、男の子に生まれて良かったことなどをアンケートしました。そしたら男の子は自分達は偉い、一番だから、強いから、男の子に生まれて良かったなどと自己肯定感が非常に男の子は強かった。しかし、女の子は弱いとか、お仕事はあんまりないとか、自己肯定感が非常に低かったそうです。それをきっかけ先生達も固定概念を、男女を比較して、かなり小さい頃から子ども達が捉えているということが分かったので、これはあんまりよくないじゃないかというところで、男女という分け方を止めようと言って、混合名簿をしたというようなですね。これは国立中の先生がしたという経緯もございます。堺市では、男子用、女子用と区別していること自体が封建制の名残ではないかと言われております。男性が優先、女性があとからするということが自体は、教育的な弊害を及ぼしているのではないかとされていますが、その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今のような考え方を否定するわけではございませんが、長与町の教育において男女を差別して教育をしているという現状は全くございません。そのような認識を持っている教職員も一人もおりません。私はそう認識をしております。したがって、男女混合名簿と男女が同権であるということは、切り離して考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

私は、それが男女の区別、そういった先生達がいるとか何とか、そういったことを言ってるわけではございません。男性が最初に、女性があとからというところで、ずっと今まで男女別の名簿で来たことによって、それが慣習化されて、いつしか固定概念に繋がっているのではないかと、ということが今まで取り沙汰されてきたので、男女混合名簿が開始されたわけです。だから全国的に文部科学省も推薦をしております。全国的にも男女混合名簿が導入され、歴史的な背景に至ってるわけです。そこで慣例の撤廃を、男子が優秀で女子が劣勢であるというような子ども達の認識を変えていかなければいけない。社会的な慣習、認識、常識を変えていかなければいけないというところで、それも一つ男女混合名簿を導入したら良いんじゃないかということを言ってます。まずは卒業

式から男女混合名簿を導入して、女の子のところは丸印をつけている学校もあります。分かりやすくですね。名前が複雑で分からないっていうところは、女の子だけ男女混合名簿に丸をつけて分かりやすくしている学校もあります。いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先程、教育長答弁でもありましたように、システム上の区別として男女別の名簿を作り、あいうえお順に並べております。これで入学をし、小学校は6年間、中学校は3年間生活をしておりますが、卒業式の折にはそのままの形で、特別な形での順番ではなく、そのままの形での卒業式ということさせたいというふうに思っておりますので、今のところ、そこだけ男女別の名簿で行うということは考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今、平行線にずっとなってるんですけども、システム上と言ったらどうしても教師のための便利、効率的っていうところに至ってしまうのかなって思いますので、その辺り来年から長与町がSDGsに則って、誰一人取り残さないということを明記しておりますので、教育上におきましても、誰一人取り残さない教育のシステムをしていただきたいと思えます。これはまた次回質問させていただきます。

それでは長与町における性暴力根絶条例に移ります。これは先程町長も答弁されましたように福岡県の昨年3月に条例制定が行われました。そして2017年には110年ぶりに刑法改正も行われております。人権侵害をなくそうということでありますけれども、昨年、今年になって現在までに本町での性暴力件数は把握されておりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

過去5年間におきましては、平成27、28年度に風俗犯という刑法上の形で時津警察署からいただいておりますが、件数については公表できない状態になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

県においては、平成28年度は16件、29年度が19件、30年度が21件というところで、暴力相談、性暴力件数として明記されておりますけれども、そういったことがあったときに、どこで対応するのか。本町としましては、そのような窓口は誰が対応し、どのように相談に対応をされているのか、お聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

福祉課で受けることになると思います。ただ、性暴力につきましては警察に相談をしていますので、役場に相談ということにはなっていないのが現状でございます。もし、役場の方に相談ということになると、恐らく福祉課で対応をすることになると思います。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

先程の町長答弁でもワンストップというところで#8891、今年の10月1日から都道府県の性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが開始をされております。#8891を押せば、性暴力被害者支援サポート長崎又は長崎犯罪被害者支援センターにすぐに繋がることとなっております。性被害に遭った人達は、自分から声をなかなか「助けて」と上げることができません。ましてや子どもの場合は、被害自体を親にも訴えることが非常に困難となりますので、まずは性暴力に関して学童期からの性教育活動が一番重要だと考えます。相手が望まないことをすることは性暴力になるんだという教えが必要だと思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今、様々な観点から御指摘いただいたとおり、長崎県においてもサポート長崎というのが設置されておりますので、ここが中核を担うのではないかと考えております。特にここでは県の産婦人科医会、臨床心理士会、弁護士会、県警、こども女性障害者支援センターなど、専門機関と連携をいたしまして、電話相談、窓口の相談、それから医療機関に行くときですとか、警察、裁判所に行く場合の付き添い支援、あと条件があるようですけれども一定の経費、医療やカウンセリング、弁護士相談という助成も行われているようでございます。町として最も重要なことは、正しい情報の発信と被害に遭われた方々の相談窓口の周知だと思っております。せっかくの御質問ですので、幾つかそういった相談窓口を紹介しますが、県の警察本部には性犯罪被害110番というのがございます。また、先程のサポート長崎、それから性暴力被害者相談専用全国共通ナビダイヤルも先程の話があったとおりでございます。このほかに女性ホットライン長崎、暴力での悩み不安。法務省の女性の人権ホットライン、これも暴力、セクハラ、ストーカーなど。それからDV相談ナビといって、どこに相談していか分からないといった方のための相談機関というのもございます。こういった情報については、これまでも広報紙、ホームページ、町長答弁にもありましたが、公共施設ですとか商業施設、なかなか手に取るのも恥ずかしいということもありますので、それぞれトイレの中に設置をするなど周知を図ってきたところでございます。直近では Cure Time と言いまして内閣府

が試行実施。これはチャットによる相談も開始をされておりまして、既に本町においてもSNS等で周知、発信をしているところでございます。それから子どもの頃からという話がありました。本町においては中学生DV防止事業、これまでは配偶者等からの暴力、デートDVということを主眼に置いてやってきてますが、今年の11月からは、新たに性的行為への同意と自分の体の自己決定権というものをテーマにしました動画を上映して、自分と相手を大事にすることなども伝えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

様々な取組を御紹介していただいて、そしてまた取り組んでいっていらっしゃるというところは非常にありがたく思います。今、コロナ禍におきまして、ホームステイという状況の中で子ども達の性暴力、妊娠が増えたり、また親、親権者や施設員から性暴力は増えているということでニュースでも報じられております。先程言われましたデートDV、また性暴力根絶に向けて、中学生の3%から5%が性行為を経験しているという調査が出ております。そこで日本の性交同意年齢は世界よりもはるかに低い13歳というところになっております。そしてまたコロナウイルスの中で性暴力が子ども達にとっても増えたというところが、4月から9月までに15.5%、2万3,050件も上がっております。そこでお聞きいたします。同意のない性行為ってというのは、暴力、脅迫がなくてもいけないんだって、子ども達にもしっかりと教えるべきだと思うんですね。その中で、授業の中で性暴力に対する授業を実施されていくのか、性暴力根絶に向けた学習会や講演会など今後どのように計画しているのかを教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

子ども達への指導ということでお答えをいたします。先程、教育長答弁にもありましたように、デートDV教室というのをずっと実施をしていただいております。これは外部講師に来ていただいて、2時間ほど時間を取って行われるもので、かなり中まで入って講義あるいは演習等もございまして、そういったことをさせていただいております。このことで、先程議員御指摘のような状況で「ノー」と言える自分を作ろうということもテーマにありますので、指導は、ある程度いけるんじゃないかと思っております。また、様々な機会を見つけて、指導ができるようにしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

子ども達にとって同意なき性行為は暴力、脅迫、性犯罪に繋がるんだよということも、しっかりと教えていかなければいけないなと思います。もちろん条文化することが一番

大切でありますので、町長が近隣とか、県を見ながら進めていくとおっしゃりましたけれども、これはいち早く先んじて、長与町がこの条例を制定していただきたいと思いますが、町長、再度、お考えをお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃったように、こういったものを進めていくのは非常に大事なときなんです。したがって、これも人権という部分に入るといいますし、長与町としては先程荒木課長が言ったような、いろんな形の取組をしているという中で、議員が条例ということで話をされてますけども、私は条例とか形でするんじゃないで、内部から芽生えてくるものが大事だと思うんですね。国で言えば法律とかいろいろありますけれども、できるだけそういったものない方が良く。その中で、きちんとした形で取り組んでいっているというような意識が大事じゃないかなと思います。そういった意識が逆に言えばDVをなくすとか、涵養さとか、そういったものを養っていく部分もあるでしょうし、必ずしもそれがどうかということの一つと、それからもう一つは、それでも条例が必要なんだと言うのであれば、当然そこは考えて実施していくということになろうかと思えます。ただ、今のところは長与町としては状況を踏まえてるような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

町民に周知徹底するためには、これを条文化して、条文の中で、例えば暴行、脅迫、そしてまた同意無き性行為などもしっかりと謳っていくことによって、町民に明確にしていくと、周知徹底をしていくということも必要ですので、そこはもう少し推進していただきたいなと思っております。それからホームページ上のトップのお知らせ欄とか、緊急時に先程言いました＃8891、早くワンストップというのを掲載して欲しいなと思います。やはり被害者は役場に来るのも敷居が高いと思いますので、まずはホームページ上で相談情報をいち早く見つけて連絡をするということが必要であります。また、望まない妊娠の場合は72時間以内に産婦人科に行って対処をしないといけないということもありますので、できればそういったところで、ホームページ上で掲載していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御提案ありがとうございます。様々な形で周知徹底できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

性暴力は絶対にしてはいけませんし、性被害を受けた人は人権や尊厳を失われることとなります。本町から性暴力を根絶するために、性暴力根絶条例を制定して、町民の皆様に周知徹底をしていただくことを願ひまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩をいたします。

（休憩 11時23分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順11、中村美穂議員の①町道及び公園の維持管理について、②GIGAスクール構想についての質問を同時に許します。

5番、中村美穂議員。

○5番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。今定例会最後の質問者となりました。少しの時間ではありますがけれども、どうぞ最後までお付き合いくださいますよう、よろしく願いいたします。今回は2つ質問を用意しております。まず1点目、町道及び公園の維持管理について。今年には新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、様々な行事などが中止や規模を縮小する形で行われている現状です。その中でも町民一斉清掃が中止になったことで町道や公園の除草作業が行われず、荒れている状態が多かったのではないかと思います。そこで今年の現状と課題、また、公園の遊具について、より町民に利用される公園にするために幾つかお尋ねをいたします。（1）町道及び公園の除草作業は年に何回行われていますか。（2）町内の管理している公園の数は何か所ありますか。（3）公園の遊具の改修が行われましたが、改修した数と撤去の数はどれくらいありますか。（4）町民一斉清掃だけでなく住民が除草作業をする場合の草刈り機の油代やトラックの賃借料を補助する考えはないのか。この4点を質問いたします。

大きな2点目としてGIGAスクール構想について。本町も小中学校の児童生徒に一人一台ずつタブレット端末を購入する契約をして準備を進めているところだと思いますが、実際の運用についてお尋ねをいたします。（1）学校のWi-Fi環境の整備について。

（2）自宅学習で使用する場合の、家庭でのWi-Fi環境が整っていない場合の対応について。以上よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本議会最後の一般質問者であります中村議員の質問にお答えをさせていただきます。

きます。2番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答させていただきます。私の方からは、そのほかの質問についてお答えをいたします。1番目の町道及び公園の維持管理について、1点目が町道及び公園の除草作業は年に何回行われているのかというお尋ねでございます。町道や公園などの公共施設の除草作業につきまして、地元住民の御協力により成り立っており、大変感謝を申し上げるところでございます。ツツジ等を植えている植樹帯のある町道につきましては、除草、剪定を年2回行っており、他の町道につきましても、現場状況に応じての委託や道路管理作業員により除草作業を適時行っている状況でございます。また、公園につきましては、町で除草作業を行っている公園と日頃から地域住民の皆様により清掃活動を行っていただいている公園がございます。町で除草作業を行っている公園につきましては除草業務をシルバー人材センターに年間委託しており、年1回から2回ぐらいという状況でございます。

次に1番目2点目の町内の管理している公園の数は何か所あるのかという御質問でございます。町内の公園の数は93か所でございます。うち中尾城公園や長与総合公園につきましては別途管理をしております、地元へ管理委託を行っている公園も2か所でございます。

1番目3点目、公園の遊具の改修が行われたが、回収した数と撤去の数はどれくらいあるのかという御質問でございます。専門家への遊具点検を依頼した平成28年度以降の数につきまして御説明をいたします。平成28年度末時点で69公園236遊具が設置されておりましたが、このうち、これまで修繕した遊具の数は93遊具、更新した遊具は9遊具、撤去した遊具は35遊具となっております。なお、平成28年度及び29年度の点検により安全措置としてフェンスによる囲い込みを行った遊具については、全て対策を終えております。平成30年度の点検では使用禁止とした遊具はありませんでしたが、令和元年度の点検により使用を禁止している遊具が6遊具、他自治体で発生した事故により再度点検を行い、使用禁止としている遊具が9遊具あります。

次に1番目4点目でございます。町民一斉清掃だけでなく住民が除草作業をする場合の草刈り機の油代やトラックの賃借料を補助する考えはないのかというお尋ねでございます。町民一斉清掃におきましては支給要綱がございますが、自主的に行っていただいている除草作業は補助の対象とはなっていないのが現状でございます。日頃から地域住民の皆様により清掃活動を行っていただいている公園がある一方で、地元へ管理委託を行っている公園も存在します。清掃活動への補助につきましては、今後とも検討を進めていきたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

私の方から中村議員の質問にお答えいたします。2番目、GIGAスクール構想についての1点目、学校Wi-Fi環境についての御質問でございますが、GIGAスクール構想とは、児童生徒一人一台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備

する構想でございます。今年度、町内の小中学校において校内通信ネットワーク整備工事を行っております。校内のLANケーブルを高速大容量のケーブルに変更し、小学校においては、普通教室にアクセスポイント、無線通信設備を設置、特別教室や特別支援教室などにモジュージャック、後からアクセスポイントを接続できるようにする情報コンセントを設置する工事を行っております。中学校においては、普通教室、特別教室にアクセスポイント、特別支援教室等にモジュージャックを設置する工事を行っております。工事の完成は2月末を予定しております。学校の通信環境は無線でオンラインと接続できる環境となり、全員が同時に調べ学習等に端末を使用し、ストレスなく授業で活用できるようになる予定です。

次に2点目の自宅のWi-Fi環境が整っていない場合についての御質問でございます。Wi-Fi環境等の通信を利用した自宅学習については想定しておりません。通信環境に依存しない自宅での利用方法について、検討、準備をしているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

それでは再質問に入らせていただきます。ツツジを植えている植樹帯のある町道などは、除草や剪定作業は概ね年2回ぐらい。ほかは現場の状況に応じて作業員がされると先程伺いました。町で除草作業を行っている公園はシルバー人材センターに年間委託をされて、概ね年1回から2回ということで先程伺いましたけれども、私はこの質問を平成29年9月議会でもしたんですけれども、そのときには、除草作業の前には各公園の草の状態を確認してということはお聞きしましたけれども、公園の除草作業については概ね年2回ということで、もう12月に入りましたが、今年度は2回される所もあるんでしょうけれども、概ね1回程度に留まる所も多く存在するんじゃないかと思いますが、先程、町民一斉清掃がなかったということも大きく考えられると思うんですが、ほかに要因として挙げられることがあればお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

要因といたしましては、確かに町民一斉清掃がなかったことにより、本来、皆様方に除草等をやっただいておりましたので、その関係上、公園も町道におきましても除草作業が1回分できていないというのが第一の原因にあります。公園につきましてはシルバー人材センターに委託しておりますが、8名体制で行っております。8名で稼働をしてるんですが、令和元年度の実績を見ると年に135日稼働しております。135日でできる公園っていうのが1日で1公園できればいいんですけども、1か所で2、3日掛かる所もございますので、全て2回を行うというのは実質的に無理なところもあり

ますので、皆様の御協力があって成り立っているものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

想定では町民一斉清掃が行われなかったこと。また、シルバー人材センターの委託135日稼働していただいているけれども、1日で終わらないような場合もあるというところで理解をいたしました。ただ、この現況で考えれば、本来であれば町民一斉清掃を含めたところで2回すれば、もう少し景観が保たれるのかなと思いますけども、先程町長答弁の中で、地域住民の方々に清掃活動を行っていただいている公園の数が2か所と伺いましたが、もし差し支えなければどこの公園なのか教えていただけますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

本川内にあります扇塚公園と岡にございます和三郎公園、この2か所になります。委託をお願いしてるのは地元の方となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

扇塚公園と和三郎公園で地元の方をお願いをしている。例えば、年に何回していただければとか、そういう委託する条件があるのであれば教えていただけますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

扇塚公園は年2回、和三郎公園は年3回お願いをしているところではありますが、和三郎公園に関しては報告としては年4回以上、上がってきている状況となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

今、2か所そういう形で協力を得ている所があるとお聞きしました。よその自治会長とかは、委託というまでにならないかもしれませんが「地域に任せてもらうようなあれがあればもう少し協力するのに」という声も実際ありますので、公園の地元の住民、自治会にこだわらず、清掃活動といいますか、依頼して公園の数を今後増やしていくような考えはありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

私達も地元や団体によって管理していただけるのであれば数を増やしていきたいという思いは持っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

このコロナ禍で近隣の自治会長の方々と話をする機会もなかったんですが、コミュニティの役員会等で話をしたところ、「なかなか公園や町道の除草作業の順番が回ってこないで今年は自治会でしょうかと考えている。草刈り機も個人で持っている物を皆さんが持ち寄ってしているけれども、このコロナ禍でいろんな行事がされないから、草刈りとかは感染拡大というところではなくて、公園も町道もきれいになるし、草刈り機を購入してみようかという声もある。一方、草刈り機は危険な面もあるので、維持管理が難しいのではないか」という話も出てるとか、いろんなことを聞いてはきました。年1回の町民一斉清掃では草が伸びて景観が保たれないので、自治会として秋とかに清掃活動をしている自治会もあります。また、住民の方々から公園の草が生い茂って獣道のようになっているので、有志で除草作業を行った所もありますし、月1回、数名で自発的に清掃活動や除草作業をしている公園もあります。報告義務とかはないのでどうか分かりませんが、情報として町は、把握はされているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

除草に関しましては、土木管理課に回収依頼があっている公園もございます。その中で8公園の所から依頼は受けておりますが、依頼を受けた箇所については我々で回収をお願いするんですけども、地元のやられた方で、ごみステーションに集積をさせていただいてる所もあるかと思っておりますので、そこについては把握はできておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

住民環境課としてボランティアでの清掃の場合には、ごみ袋を町からお出ししております。住民から「目の前の道路をきれいにしたいんだけど」とか「公園の草を取ったんだけどどうしようか」という御相談があっております。そういうときにボランティア袋という形でお渡しして、量にもよりますが、先程土木管理課長が言ったとおり、ごみステーションもしくはどこかに集積をして、あとで回収という対応を取らせております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

私もいろいろ考えはしたんですが、例えば50、自治会がありますが、その中で呼び

掛けて1割でも協力をしてくださる、町民一斉清掃以外の話ですけれども、協力していただける所、また、その公園の清掃活動を地域に委託する。自治会というくくりではなくて委託ができれば、町として、除草作業や町道も含めてですけれど、回るのが少なく済む、回る数が2回に近くになるんじゃないかなと思うんですね。強制もできないし、難しいところではありますけど、住民のマンパワーの活用をもっとお願いしてもいいんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

お願いができるものであればお願いはしたいと思っておりますので、今後、要綱等を整備しないことには、補助金になるのか、委託になるのか、まだ検討しておりませんので、そういうところも含めて検討をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

遊具の件もお尋ねをしたいと思っておりますけども、公園には遊具を設置しないでグラウンドとして、またベンチで景観を眺めるような公園もあると思います。少子超高齢化社会で遊具が使われていないために、先程町長答弁で、修繕をしないで撤去をしたというのは、そこでもう使われていないという所もあって、その自治会に聞いてそういうことが行われたものと思っておりますけれども。人が集う公園にするためにはさくら野公園もありますけど、健康遊具の設置なども必要なのではないかと考えておりますが、例えば、遊具が2つあって、「健康遊具もあつたら良いですよ」って追加して設置ができるものなのか。それとも2か所ある所の1つが更新時期にきて新たなものという時点で健康遊具に替えるという考え方になるのか、お聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今現在、長寿命化によって補助対象として撤去、更新、修繕を行っておるんですけど、健康遊具につきましては補助対象にならないことになっております。更新というのはブランコならブランコを設置するという格好になりますので、健康遊具を設置するのは一つハードルができるものと考えております。ただし、私達も大勢の方に利用していただきたいという思いもありますので、相談があった場合には、全てができるということは言えませんが、検討をして設置できるものは設置していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

急に健康遊具と言いましたので要望したから必ず設置されるものとは思っておりませんけども、住民から「健康遊具なんかがあったら良いのに」というような声もありましたものですからお尋ねをしておりますけれども。仮に、要望があつて健康遊具を設置して、今まであまり人が利用していなかった公園が利用されるようになれば、景観や公園の美化活動にも繋がるんじゃないかと思ひますし、また、できるだけ住みなれた家で健康に長生きしていただくという観点からも、介護予防ということでも一歩家から出て、遠くには行けないけれども公園まで歩いて行って、公園で住民の誰かと会って話をする。私は専門家ではありませんけれど、良いことに繋がるんじゃないかなと思うので、誰も来ないような公園よりは、せつかくその場所にあるならば、そういう利用をしていくことが重要なのではないかと思ひます。ある町民から「道路や公園の草が生い茂っている町は、町自体が廃れていくんだよ」ということを言われました。私はそのときに少し大袈裟におっしゃると、あまり実感として沸かなかつたんですけれども、確かに景観が保たれている町には住んでみたいと思ひ方も多いでしょうし、草ぼうぼう、あつちもこつちも誰も手を入れてないような所には、行きたいとさえ思わないというようなことにはなるんじゃないかと思ひます。そこで住民が自らの草刈り機や、もちろん作業にも関わるといふこともあるんですけども、そういうときの草刈り機の油代とか、トラックの借り上げ料の支出も前向きに検討を。先程の町長答弁でも前向きにとは捉えましたが、そういう思ひがあつて町長のお考えを再度お聞かせいただければと思ひます。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

道路、公園の清掃につきましては、先程課長が申しましたとおり自治会とも話をさせていただいて、前向きに検討をさせていただきたいと考えております。油代等々も、先程、要綱等も整備するということだったので、そちらの方も含めて要綱等で記載をしていきたいと考えてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

議員がおっしゃられるように地域の環境美化は非常に重要かと思ひます。一方で自治会の加入率の低下、それから役員の高齢化とか、なり手不足とか、非常に問題になって、自治会に加入されてる世帯と加入してない世帯と何か差をつければどうだろうかとか、そういうな協議もずっとさせていただいております。先般も加入促進会議等もございましたが、今、地域安全課とか、土木の方ともいろいろ協議をさせていただいて、自治会の活性化ができるような事業が何か新たにできないか。そういったのも併せて検討をしておりますので、日名子部長からもございました清掃活動も立派な自治会活動、町と一緒に協働になってまちづくりをする大きな事業になると思ひますので、要綱等を整備さ

せていただいて、町民の皆さんと町と一緒にまちづくりができるような、自治会活動が活性化できるような事業などを前向きに検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

いろいろ前向きな答弁ありがとうございました。住民の有志の方々で自発的にやろうということで除草作業をするときに私も参加をいたしましたけども、2時間ぐらいでしょうか。まだ暑い時期でしたので、あんまりすると熱中症とかになっては困るので、「もう止めてください」って言わないと止めないぐらい皆さん熱心にされたんですが、きれいになった達成感と、きれいになった公園に対して愛着が湧いてきて花を植えたらどうかという話題が上ったり、高齢者も団地内だけ散歩をしていたけど「きれいになったからちょっと公園まで行ってみようか」とか、そういうような声も出ていたと聞きました。公園というのは赤ちゃんから高齢者まで憩える場所づくりが大事だと思いますので、是非マンパワーの活用を進めて、今後も維持管理に努めていただきたいと思います。

公園はここで質問を終わりにいたしまして、次にGIGAスクール構想の質問に移りますが、6月の補正予算で学校内の通信環境の整備、9月議会でタブレット端末購入の契約など、着実に進んでいる。また、先程の教育長答弁でも2月末には通信環境が整うというようなことをお聞きしましたけれども、一人一台ずつタブレット端末を使用しての学習の開始予定はいつ頃になるか、お尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

来年度の4月からになっております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

4月からというところで、私も詳しく分からないので。それまでの準備、何とかサポーターって先生方の協力を得て準備をされてると思うんですが、小学校、中学校そういうサポーターは何名ぐらいで、いつまで、準備の段階で何月で終わりなのか、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

議員がおっしゃっているのはGIGAスクールサポーターだと思うんですけども、3月19日までが契約期間となっており、各学校に1名ずつ配置をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

私もたまたま小学校に行ったときにお見えになって「何とか先生ありがとうございます」って書いてあったので、着実に準備に入ってるという認識があったんですけども。先程学校の通信ネットワーク、高速大容量、アクセスポイントの設置、モジュージャック等々について教育長の答弁があったんですけど、Wi-Fi 通信が整う環境は、普通教室、特別教室等々あると思うんですけど、職員室等々も含めて、認識的には学校全体がそういう環境になるものなのか。分かりやすく教えていただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回のネットワーク工事で行うものにつきましては、高速大容量の装置とか、ケーブルとかを工事いたします。基本的に各学校の普通教室、特別教室、特別支援教室等につきましては、Wi-Fi 環境で授業ができるように整備を行っているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

分かりました。タブレット端末を4月以降になるのかと思うんですけども、児童生徒に持ち帰らせて、充電は家庭でしていただくというような認識でよろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

分かりました。では、家庭に実際持ち帰って Wi-Fi 環境が無ければ使えないような状況での使用はしないというようなことでお伺いをしましたけれども、Wi-Fi 環境が家庭でどれくらい整っているのかというアンケート調査をされたのかどうか、お尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

調査を実施しております。小学校が Wi-Fi 環境が無い御家庭の児童が13%、中学校で Wi-Fi 環境の無い生徒が7.3%おります。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

分かりました。家庭ではドリルのような、既にインストールしてオフラインで使用できる学習を導入されるということだと思いますけども、この新型コロナウイルスも、例えば昨年の中頃だったら、そういうような状況になるとか、臨時休校というような措置が取られるなんていうことは、多分、誰も分からなかったことで、そういうことも現場が対応して、学校の先生方が自宅に回って、学習の遅れがないように努力されて今現在があるということだと思いますし、国も今後、臨時休校の措置を取る考えがないのかもしれないんですけども、もしも、小学生は難しいかなと思いますけど、中学生に至ってはリモートでの学習、タブレット端末を自宅に一人一台ずつ持っていればリモート学習という対応も、今はしないということで想定外のことを聞くのもよくないかもしれませんが、そういった場合、生徒の較差が出ると思うんですね。そういうリモート学習を取り入れるようなことがあった場合はどのようにお考えになりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

回答の前に一点押さえておきたいことがございます。公教育でございますので、先程議員がおっしゃられた較差というのが生じないようにするということが大前提でございます。その点で、先程申し上げたような Wi-Fi 環境が無い子ども達もおりますので、自宅では Wi-Fi 環境を使わずに自宅学習ができるような内容で使用していくということが大前提でございます。ただし、万が一長期にわたって学校を閉じるということがあるとすれば、昨日の一般質問の中でもございましたが、全ての児童生徒に対してオンラインの学習ができるような ID とパスワードをもう既に渡しております。先程ありました 13%、そして 7.8% の児童生徒については、学校に登校させた上で Wi-Fi の環境がございますので、そこでオンラインの学習をしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

中村議員。

○5番（中村美穂議員）

較差という表現は私もよくないかなと思ったんですが、私が心配したところは、国の補助とか、そういうタブレット端末を購入する、通信環境を整える。そういう交付金制度とか、導入のときにはそうやって整備をされる。お力添えがあつて整備になるわけですね。ただ、そこでもしポケット Wi-Fi とか、そういう通信料が発生するっていうか、契約してお金が毎月要るようなものになった場合は、その分に対しては恐らく町の財政でしなきゃならないところが危惧されたので、最初の導入のことは国とかにさせていただいて、その導入に向けて今進んでいるということで理解してますけど、毎月その費用が掛かるようなこと。そうしながらもそうやって、子ども達はみんな同じ対応でしていかなくちゃいけないというところが心配をされましたので、今、理事から、そういった場合

は登校していただいていたことでしたので、理解をさせていただきました。本町は「教育のまち長与」として、中学校に以前からタブレット端末を取り入れてますし、子ども達はすぐに順応すると思います。ICTの利活用は学習に新たな幅が広がるものと期待しておりますが、その反面で、辞書で引いて調べたり、本を開く。また書いたり読んだりするっていうアナログな面もときには必要ではないかと思えますけれども、子ども達や保護者にもきめ細やかな説明や配慮をお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

これで中村美穂議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時55分まで休憩いたします。

（休憩 13時42分～13時55分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第87号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第87号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第3、議案第88号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第88号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第4、議案第89号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第89号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第5、議案第90号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第90号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第6、議案第91号長与町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第91号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第92号長与町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第92号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第93号長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

今回、長与北小学校校舎の外壁工事の請負契約の変更が提案されたわけですが、そもそも請負契約の締結は、予算の執行において契約締結は議会の必要があるわけですよね。その請負契約の締結で議会はなぜその承認するかというと、その工事の額、入札結果の妥当性等々を判断して議会で議決をするわけですが、言うまでもなくですけども。今回この変更がされた状況が、そしたら果たしてその入札結果が妥当だったのかというところが、一つ疑念、疑問になってくるわけです。前回の議案の中での松島建設工業が落札した額が7,697万5,000円、これが税抜きの価格ですよね。今回、増えた分税込みで9,600万円ということで、これ税引くと8,847万5,500円になるんですけども、これより言うなれば入札額が低い事業所が、この前回の資料で見ると出てくるわけですよね。そうすると、同じ条件で当然入札されたというふうに思いますけども、ただ、この条件が変わった場合にこの入札結果が変わる可能性があったかもしれないわけですよね。そういう意味では、今回の変更がなぜこういうふうな形で起きたのか、その経緯をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今回の契約変更っていうのは、まず爆裂箇所が実際に足場を架けて施工数量調査を行った結果、増大した箇所というのが図面にも書いているんですけども、まずひび割れ改修箇所が1,058メートルから1,422メートルに増加。それと幅1メートル以上の箇所が129.4メートル増加をしております。また、浮き部の改修につきましても220.8メートルから434メートルに増加と、鉄筋爆裂箇所が56か所から174か所ということで増大箇所が大きかったものですから額が大きいことになっております。議員がおっしゃる入札が妥当かどうかということなんですけれども、実際に変更箇所と今工事を行っている箇所というのは場所も重なっておりますので、切り分けて別の事業所に工事を発注するっていうことも困難でありますし、工事には足場が必要になりますので、別発注をするよりも、今の施工業者の方に工事をお願いする方が費用が掛からないということもありまして、今回の変更契約をお願いしております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

変更内容は示された資料で理解できるんですけども、ではそもそも変更前のこうした工事計画と申しますか、それが十分な調査がされたのかって言うところですよ。この出された資料を見ると、例えば鉄筋爆裂補修箇所なんか3倍に増えてるわけです。変更前、いわゆる工事を発注する前の現場説明会等々をされてはいると思うんですけども、こういう事態が全く分からなかったのかというところですよ。それをどのようにされたのか。そもそもの変更前のこの内容はどういう形で出されたのか。例えばひび割れ箇所が1,058メートルという、この調査内容はどういう形で出されたのか。それと、十分な現場説明会をされたものなのか。そこら辺を再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

まず、この数量に関しましては、実際に実施設計を行いました設計業者の方から箇所数って言うのは上がってきております。その際も、一応数量には1.1倍の数量を掛けた数字で積算をしていただいておりますが、今回、やはり一度も北小学校に関しましては外壁の改修をしておりません。それと、やはり海側にあるということで潮風も多かったということもありまして、実際に施工されてる業者とも話をしたんですけども、浮き部を叩き落としたり中に見えない爆裂箇所が数か所あるっていうような箇所が結構多かったということはおっしゃってございましたので、こちらに関しましては、やはり足場を架けて実際に叩いてみなければ分からなかったっていうのはあると思います。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

設計業者から出された内容ということで、各事業所はその現場を見て、現地調査と申しますか、現場確認と申しますか、そういうことをずっとされてはいるんですか。そこを再度お願いしたいのと、もう3回目なので、説明がありましたように確かに工事を契約して発注して、この事業所が足場を組んでする中でこういう状態が出てきたというところはやむを得ない部分があるかもしれませんが、そもそものこの変更後、変更後に近い工事箇所等々が分かれば、入札結果は変わった可能性があるわけですよ。私はそこを心配してるわけです。やはり十分な、工事を発注する場合でも、きちっとした調査をして、やっぱり補正、契約の変更というのは、そういう疑問も疑念を持たざるを得ないわけです。何を言いたいかという、当初からこれだけの補修が想定されてたというふうになると、そこでは入札ではもう公平な入札でないわけですからね。ですから、やっぱりそういうことがないように、あまりにも変更をするような契約というのは

すべきではないという立場から、やっぱりそういうきちっとした最初の段階での調査というのが十分必要ではないかなというふうに思うんですけども。その辺についてのお考えを再度お伺いして、いわゆる各事業所は現場説明会等々に参加して、この入札に参加したのかというところも含めて、御答弁お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

一番最初の設計業者が行いました実施設計に関しましては、その業者が現場をできるだけ確認をいたしまして、この数値を上げてきているものと思います。設計をする段階で調査ができなかった部分に関しましては、先程課長が申しました1.1倍ほど掛けて、その分を設計に含めまして、設計額をはじいているものと思います。業者の入札におきまして現場説明会等を行いますけども、一応設計書でその点はある一定もう業者の方では平等に設計書を提示しておりますので、その辺で見積もり、入札の方も金額を入れてくるものと思ってますので、その辺で不公平が生じたものとは考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第93号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第93号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第93号長与北小学校校舎外壁改修工事請負契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第94号町道路線の廃止についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第95号町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第95号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第11、議案第96号長与町基本構想の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第96号は長与町基本構想に関する調査特別委員会に付託します。

日程第12、議案第97号令和2年度長与町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安部議員。

#### ○6番（安部都議員）

15ページの1,054万9,000円、一般備品の購入の内容をお聞きしたいということと、それから21ページの高田保育所、児童館施設整備工事費。これがどこの児童館なのか。一般備品購入ですね、内容を教えていただければと思います。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

和田契約管財課長。

#### ○契約管財課長（和田弘君）

2款1項17節備品購入費1,054万9,000円でございますが、テレワーク導入のための備品購入費になります。主な内容としまして貸し出し用の端末機と端末周辺機器、専用印刷機、無線LAN機器を購入するというふうに計上しております。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

#### ○こども政策課長（村田ゆかり君）

3款2項4目14節工事請負費につきましては、長与北児童館の防水工事を予定しております。17節備品購入費につきましては、社会福祉寄附金をいただきまして、その寄附金を活用しまして町内5館に遊具等を設置したいと思っております。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第97号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第13、議案第98号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第99号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま各常任委員会及び特別委員会に付託しました議案第93号を除く12件は、会議規則第46条第1項の規定によって、12月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号を除く12件は12月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長及び特別委員長は、審査の結果を12月10日までに議長に報告願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日から委員会審査のため本会議を休会し、12月11日定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 14時16分）